

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

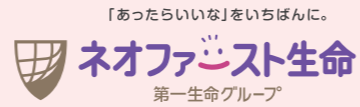
✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

保有契約
約50万件を
突破
※2021年5月末時点



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ 0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年2月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2021年8月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

認知症保障保険

2022年2月版

商品パンフレット

契約年齢:40歳~85歳

[引受保険会社]

「あったらいいな」をいちばんに。

ネオファースト生命
第一生命グループ

認知症保険 トゥースマイル

<無解約返戻金型認知症保障保険>

歯の健康度
割引
あります!

あったら
いいな

こんな保険。



あなたの今日をささえ、
家族の明日の笑顔
を応援する保険です。



本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

[募集代理店]

本商品のご検討・お申込みにあたっては、必ず、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

認知症保険 **toeスマイル** の特長

あんしん!



**認知症と診断、かつ
要介護1以上の状態**に該当したら、
保険金**100万円～500万円**が受け取れます。

※ご契約時に100万円～500万円の範囲で認知症保険金額を設定いただけます。

軽くても!



軽度認知障害(MCI)と診断されたら、
給付金が受け取れます。

※軽度認知障害保障特約の付加が必要です。

うれしい!



**70歳時に20本以上の歯が残っていれば、
以後の保険料が割引かれます。**

※契約年齢が70歳以上の場合、歯数割引特約が適用されず、保険料は割引されません。

※永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数が20本以上である場合、歯数割引特約が適用され、以後の保険料が割引かれます。

ご存知
ですか?

適切な「**歯のケア**」ができている人は、
そうでない人とくらべて**認知症の
発症リスクが低い**と言われています!

健康維持!



歯の健康維持のため、
「**オーラルケアサポートサービス**」を
ご提供します。

⚠️ **ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。**

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5～P.6「保障の詳細」、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

もはや
他人事では
ない!?

認知症とは?



認知症は突然発症するのではなく、健康な状態から徐々に進行し、認知症となります。
この健康な状態と認知症の間にあるのが「軽度認知障害(MCI)」とよばれる状態です。

健康な状態

軽度認知障害(MCI)

認知症

「軽度認知障害(MCI)」とは?

軽度認知障害はMCI(Mild Cognitive Impairment)とよばれ、健康な状態と認知症の中間の状態です。何気ない行動に以前よりも時間を要したり、非効率になったり、間違いが多くなるが、自立した生活が送れている。認知症とはいえない状態を指します。



「認知症」とは?

正常だった脳の機能が、何らかの障害によって低下して、日常生活に支障をきたす状態のことを指します。認知症の中でもアルツハイマー型認知症が代表的な疾患で、脳の一部が委縮し、記憶障害(物忘れ)等の症状がみられます。



高齢化により、
2030年には65歳以上の

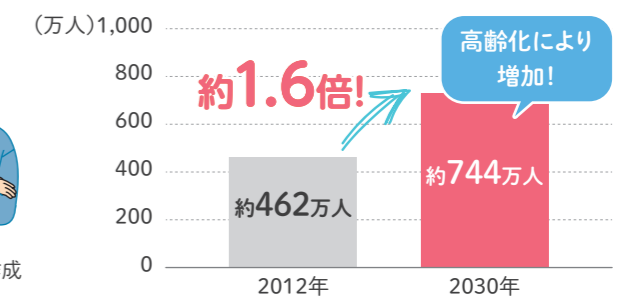
約5人に1人が認知症に!

認知症の前段階の**軽度認知障害(MCI)**になる可能性もあるかも?



出典:内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとにネオファースト生命にて作成

●65歳以上の認知症患者数の推計
(各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定)



「若年性認知症」とは?

65歳未満が発症する場合は「若年性認知症」とよばれています。

●若年性
認知症患者数

約3.57万人

若年性認知症患者の**約6割**の方が
世帯収入の**減少**を感じています。

65歳未満の多くの方が仕事や子育て等を現役でされている場合が多いため、いざというとき、ご家族への負担をカバーできるように治療や介護費用等への備えをすることが大切です。

出典:東京都健康長寿医療センター「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数(2020年7月27日)」



認知症の発症リスクと歯の関係

65歳以上の健常者の方を対象にした調査の結果...

歯が20本以上の人に対して、
歯が数本で入れ歯がない人の
発症人数は**1.9倍!**



かかりつけ歯科医院のある人に対して、
かかりつけ歯科医院のない人の
発症人数は**1.4倍!**



出典:「平成22年度 厚生労働科学研究(神奈川歯科大学)」をもとにネオファースト生命にて作成

認知症保険 to スマイル の保障内容とプラン例

契約年齢:40歳~85歳

	主契約	軽度認知障害保障特約
給付金名	① 認知症保険金	② 軽度認知障害給付金
支払事由	認知症と診断かつ公的介護保険制度における要介護1以上と認定	軽度認知障害(MCI)と診断または認知症と診断
お手頃プラン	100万円 認知症保険金額	10万円 主契約の認知症保険金額×10%
基本プラン	200万円 認知症保険金額	20万円 主契約の認知症保険金額×10%

歯数割引特則 ③ 70歳の契約当日(割引判定日)に20本以上の歯が残っている場合、歯数割引特則が適用され、以後の保険料が割引されます。詳細は、P.7「歯数割引特則」をご確認ください。

保険期間 終身(一生涯)

※保険金のお支払いは1回限りです。認知症保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。また、軽度認知障害給付金のお支払いはご契約後1回限りです。

●保険期間・保険料払込期間:終身

お手頃プラン	男性				女性			
	契約年齢	契約時保険料(a)	歯数割引特則適用後保険料(b)	割引額(a)-(b)	契約年齢	契約時保険料(a)	歯数割引特則適用後保険料(b)	割引額(a)-(b)
基本プラン	40歳	877円	607円	270円	40歳	1,029円	802円	227円
	50歳	1,359円	1,082円	277円	50歳	1,571円	1,336円	235円
	60歳	2,452円	2,139円	313円	60歳	2,715円	2,446円	269円
基本プラン	40歳	1,754円	1,214円	540円	40歳	2,058円	1,604円	454円
	50歳	2,719円	2,164円	555円	50歳	3,143円	2,672円	471円
	60歳	4,904円	4,279円	625円	60歳	5,430円	4,893円	537円

月々の保険料

お受取り事例(お手頃プランの場合)

〈ご契約例〉 ●契約年齢:50歳 ●男性 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●指定代理請求人:配偶者



お受け取り合計額 110万円

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5~P.6「保障の詳細」、P.15~P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

認知症になった場合の介護費用と介護期間

1 一時費用

一時費用の例 自費で購入等した場合の目安額です。公的介護保険の給付対象となる場合があります。 出典①

- 車いすの購入 ●自走式:6万円~19万円 ●電動式:30万円~50万円
- 介護ベッドの購入(特殊寝台) 15万円~50万円(機能により異なります)
- 階段昇降機(いす式直線階段用) 50万円~ ※工事費別途
- 移動用リフト ●据置式:20万円~50万円 ●レール走行式:50万円~ ※工事費別途

平均 41万円

2 毎年かかる費用 (医療費・介護費など)

在宅の場合	公的施設の場合 (特別養護老人ホーム等)	民間施設の場合 (有料老人ホーム等)
平均 128万円	105万円	175万円
	215万円	

3 介護期間

平均 4年1か月 (49.4か月)

●介護期間

1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5年以上
6.9%	14.7%	19.0%	23.3%	36.0%

●介護する時間

約2割の方が終日介護

ほとんど終日	半日程度	2~3時間程度	必要ときに手をかす程度	その他・不詳
19.3%	9.4%	11.9%	47.9%	11.5%

出典②

たとえば 4年1か月の間、認知症による介護が続いた場合

ご家族にとって経済的な不安はとて大きくなります

① 一時費用 平均41万円 + ② 毎年かかる費用(医療費・介護費など) 平均128万円(月額10.7万円) × ③ 介護期間 平均4年1か月 = 認知症による介護費用 569万円

出典①:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド(2021年7月改訂版)」 出典②:厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」 出典記載の無いデータは「第一生命Web調査(2018年5月)」をもとにネオファースト生命にて作成

介護と仕事の両立は厳しいことも

●介護・看護を理由に前職を辞めた方(認知症に限りません)

性別	20代	30代	40代	50代	60歳以上
男性	1.1%	3.4%	8.6%	29.3%	57.5%
女性	1.6%	5.3%	17.1%	33.4%	42.5%

男性 年間約1.7万人
女性 年間約6.4万人

2015年10月から1年間で約8.1万人

仕事を続けることは困難? 2015年10月から1年間で、介護・看護のために前職を辞めた方は約8.1万人いて、特に女性の退職が多くなっています。30代~40代の方の中には、育児と介護を同時に行わざるを得ない「ダブルケア」に直面する人もいます。

出典:総務省「平成29年 就業構造基本調査」

保障の詳細

主契約

保険金名 **認知症保険金** | 支払額: 認知症保険金額
 保険金額取扱範囲 **100万円～500万円(10万円単位)**

支払事由①かつ②に該当したとき、保険金をお受け取りいただけます。

支払事由①
認知症と診断されたとき



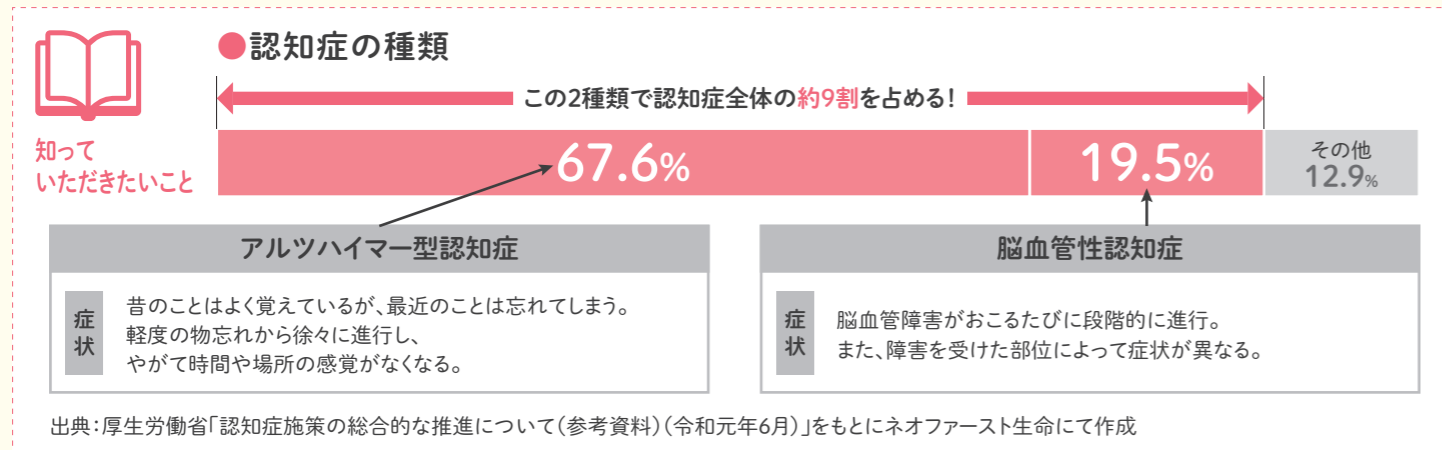
かつ

支払事由②
公的介護保険制度における
要介護1以上と認定されているとき



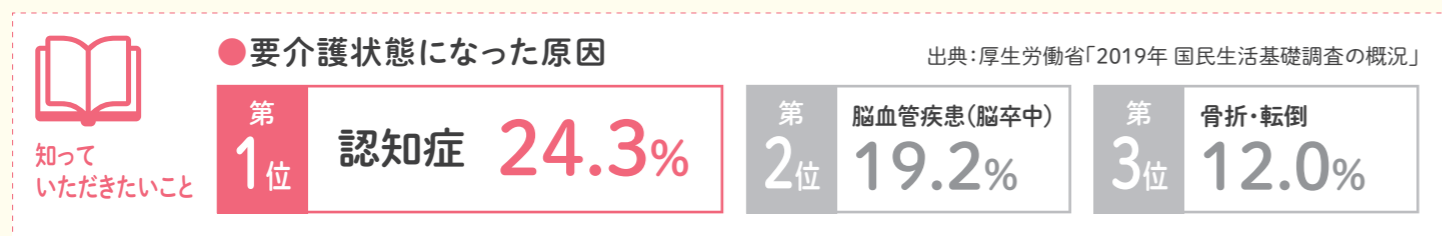
「認知症と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により認知症と診断されたときをいいます。



「公的介護保険制度における要介護1」とは?

→ 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられるなど、生活の一部について部分的に介護を必要とする状態をいいます。



※公的介護保険制度における要介護1以上となられた原因が認知症である必要はありません。

⚠️ ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。

【主契約】について


- 責任開始日からその日を含めて180日以内に認知症と診断されたときは、本契約は無効となります。この場合、保険金をお受け取りいただけません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、保険金はお受け取りいただけません。この場合、本契約は無効となります。

軽度認知障害保障特約

給付金名 **軽度認知障害給付金** | 支払額: 主契約の認知症保険金額×10%


支払事由①または②に該当したとき、給付金をお受け取りいただけます。

支払事由①
軽度認知障害(MCI)と診断されたとき



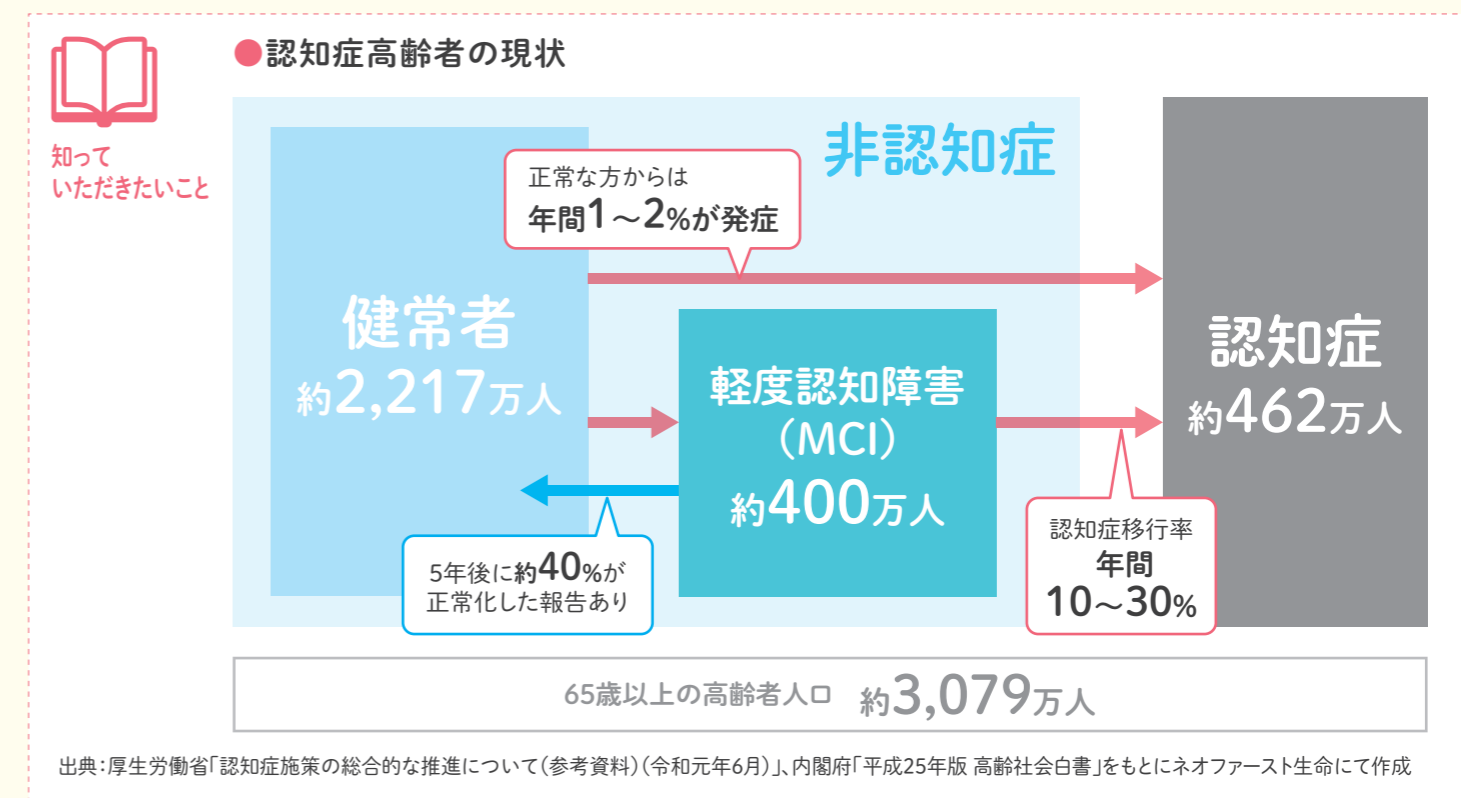
または

支払事由②
認知症と診断されたとき



「軽度認知障害(MCI)と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により軽度認知障害(MCI)と診断されたときをいいます。



【軽度認知障害保障特約】について

- 主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害または認知症と診断されたときは、本特約は無効となります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

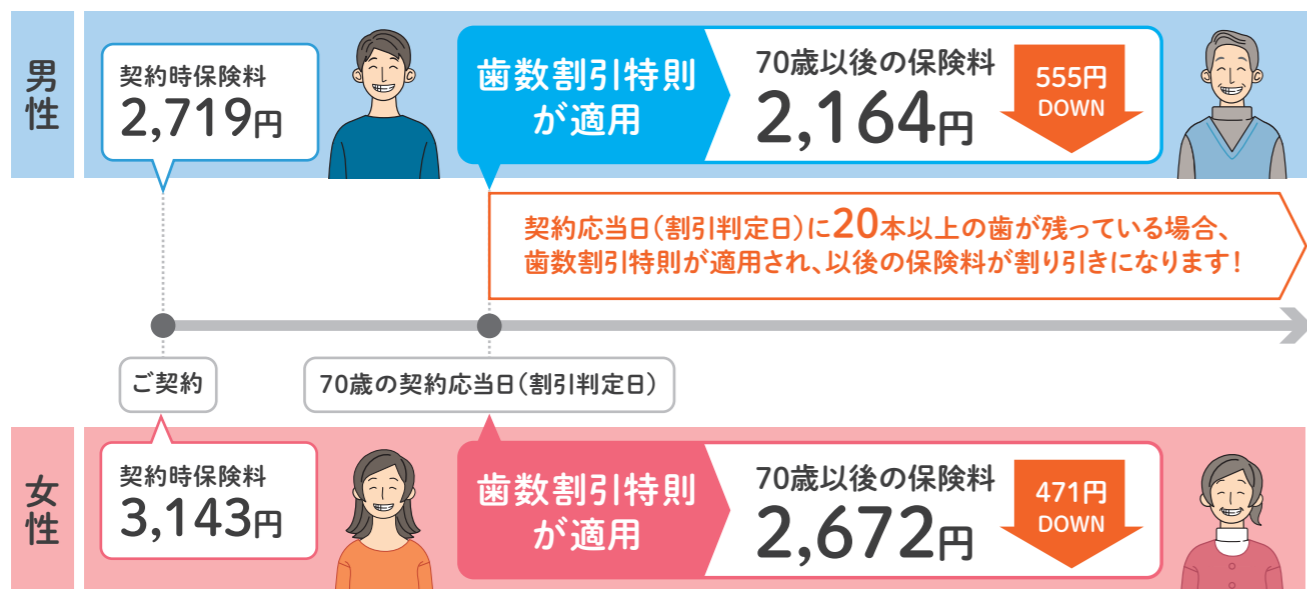
歯 歯数割引特則

70歳時に20本以上の歯が残っていれば、以後の保険料が割引かれます。

●歯数割引特則を適用した場合の保険料例

ご契約例

- 契約年齢:50歳 ●主契約:200万円
- 軽度認知障害保障特約:付加 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●月払



●歯数割引特則の適用方法

歯科医院にて当社所定の残存歯数証明書を取得いただき、ネオファースト生命あてにご提出ください。

【判定6か月前】歯数割引特則適用判定のお手続きに関するご案内をお届け 主なお届け書類:残存歯数証明書・請求書兼振込依頼書・歯科医師の先生へのお願い	ネオファースト生命
【判定6か月前～判定2か月前】残存歯数証明書を持参のうえ、歯科医院を受診ください	お客さま
【判定2か月前】判定6か月前以降に発行された残存歯数証明書、請求書兼振込依頼書を ネオファースト生命までご提出ください	お客さま
歯数割引特則の判定結果をお知らせ	ネオファースト生命

残存歯数証明書の取得にかかる費用はお客さまにお支払いいただきます。請求書兼振込依頼書をご提出いただくことで、歯数割引特則の適用有無に関わらず残存歯数証明書の取得にかかる費用として5,000円をご指定の金融機関口座へお振込みします。

⚠️ 歯数割引特則におけるご留意点

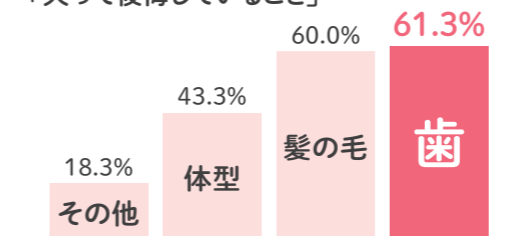
- ※残存歯数の対象となる歯は永久歯のみとし、義歯やインプラント等は含みません。
 - ※契約年齢が70歳以上の場合、本特則は適用されません。
 - ※割引判定日後に割引判定日時点で20本以上の歯が残っていることが証明された場合でも、本特則をさかのぼって適用することはできません。
- 詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

いまから
考えよう!

歯の健康維持



- 60代以上に聞いた、体について「変化して欲しくなかったこと」「失って後悔していること」



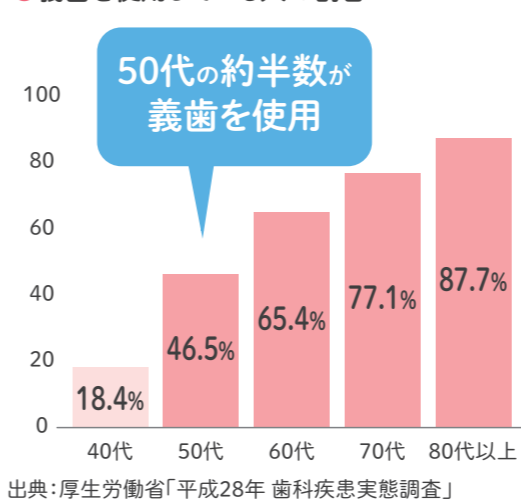
- 加齢による歯の衰えを感じた年齢

平均 **57.1歳**

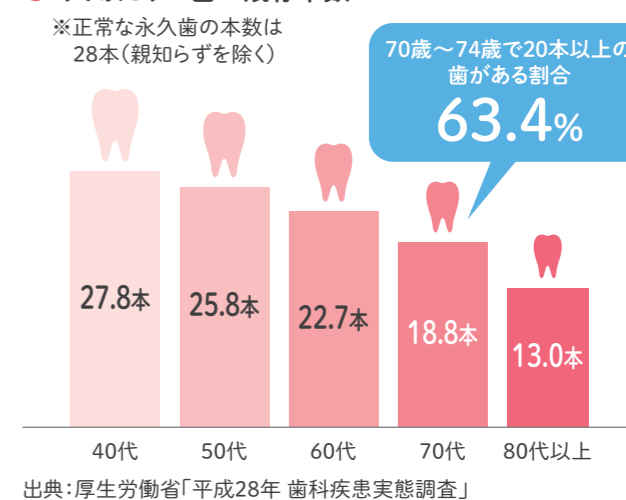


出典:インビザライン・ジャパン株式会社
「60代以上の男女400名を対象とした歯並びと歯の残存数に関する意識調査(2017年3月)」

- 義歯を使用している人の割合



- 1人あたりの歯の残存本数



歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします! オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート



このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができますよ!



※画像はイメージです。

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。



詳細はこちらから



※オーラルケアサポートサービスは予告なく、変更・終了する場合があります。

歯の健康で幸せな人生を

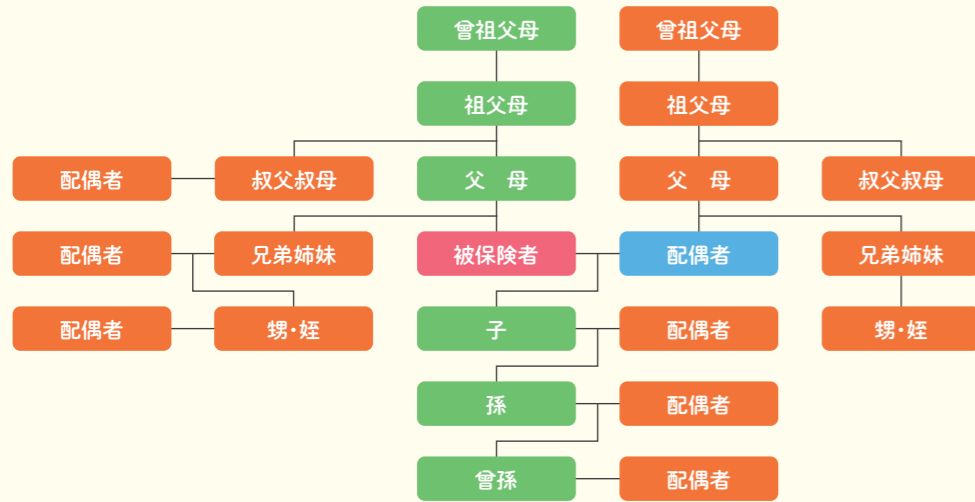
歯の健康を維持することは認知症のリスクを下げるだけでなく、健康的で幸せな生活の実現につながります。

認知症保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難と判断される場合や、ご自身が認知症であることの告知を受けていない場合は、**指定代理請求人が本人に代わって請求することができます。**

⚠️ ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です。
指定代理請求人はご契約の解約をすることはできません。

指定代理請求人の指定

→ 契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲から1人指定できます。



指定可能範囲

- 被保険者の配偶者 ■
- 被保険者の直系血族 ■
- 被保険者の3親等内の親族 ■

ネオファースト生命が認めた場合、以下の範囲内からも指定することができます。

- 被保険者と同居または生計を一にしている方
- 被保険者の財産管理を行っている方
- 上記2つと同等の関係がある方

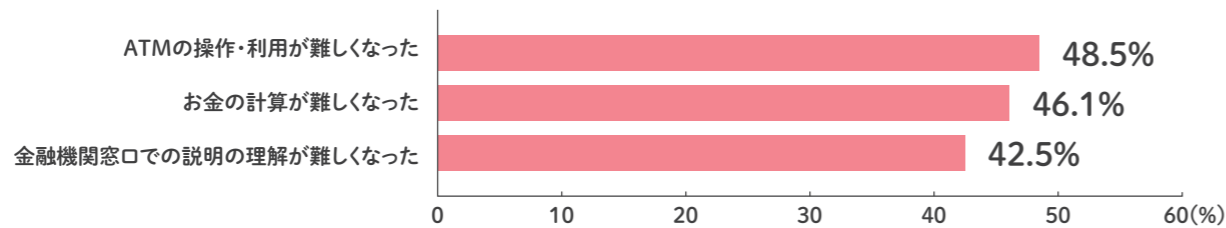
指定代理請求人による請求

→ 被保険者の口座だけでなく、**指定代理請求人の口座**でもお受け取りいただけます。



● 認知症の方が預貯金の管理をご家族にサポートしてもらいたい理由(複数回答)

知って
いただきたいこと



出典:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「認知症の人に対する家族等による預貯金・財産の管理支援に関する調査(2017年5月)」認知症の家族がいる40歳以上の方へのアンケート調査(回答人数:2,000人)



夫が認知症になったら、お金の計算や管理が難しくなると思うので、私の口座に入金してもらえるのは、おむつなどの日用品の購入にも充てられるので、助かります。



母が認知症で介護施設に入ることになったら、入居一時金がすぐに必要ですね。母が金融機関に向くことは難しいと思うので、指定代理請求制度があれば安心ですね。

契約者に代わり、被保険者・各種受取人・指定代理請求人が契約内容などをお問い合わせいただける「**契約内容ご案内制度**」もご利用いただけます。

→ P.19

● 詳細については専用告知書に記載しておりますのでご確認ください。

こちらの「告知項目」をチェック☑️!

告知項目が4つだけでお申込みいただけます。

入院は人間ドックを除きます。手術はレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。

1	現在、 入院中 ですか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
2	今までに、 認知症・軽度認知障害(MCI) またはその 疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬を受けた ことがありますか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
3	今までに、 公的介護保険の要介護・要支援認定を受けた ことがありますか。または 申請中 ですか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
4	過去5年以内に、下記の病気で、 医師による診察・検査・治療・投薬を受けた ことがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病 ●前頭側頭葉変性症 ●パーキンソン病 ●パーキンソン症候群 ●大脳皮質基底核変性症 ●進行性核上性麻痺 ●多系統萎縮症(MSA) ●脊髄小脳変性症 ●一過性脳虚血発作(TIA) ●脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) ●脳腫瘍 ●水頭症 ●てんかん ●多発性硬化症 ●(筋萎縮性)側索硬化症 ●うつ病 ●そううつ病 ●双極性障害 ●統合失調症 ●アルコール依存症 	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。

⚠️ 健康状態のほか、職業、ネオファースト生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

よくあるご質問

Q1 一般の薬局で購入した市販の薬を服用していますが、告知は必要ですか?

A 告知いただく必要はありません。

Q2 すでに歯が20本未満ですが、申込みすることはできますか?

A お申込みいただけますが、70歳時に歯数割引特則は適用されません。

保険料表

男性 月払保険料表

- 契約日が2022年2月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時		<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合	
	主契約	軽度認知障害保障特約	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円 主契約100万円×10%	100万円	10万円 主契約100万円×10%
40	640	237	449	158
41	663	249	472	169
42	687	262	496	182
43	713	275	522	195
44	740	290	550	209
45	770	306	579	225
46	801	324	610	241
47	834	342	643	260
48	870	363	678	280
49	908	385	717	301
50	949	410	757	325
51	993	437	801	351
52	1,040	467	847	379
53	1,091	500	898	411
54	1,146	537	953	446
55	1,206	579	1,011	485
56	1,270	626	1,076	530
57	1,341	679	1,145	580
58	1,416	739	1,220	636
59	1,496	803	1,298	696
60	1,580	872	1,380	759
61	1,670	944	1,469	826
62	1,765	1,020	1,561	895
63	1,866	1,099	1,660	967
64	1,974	1,182	1,765	1,042
65	2,089	1,268	1,878	1,120
66	2,213	1,358	1,997	1,200
67	2,348	1,454	2,128	1,284
68	2,496	1,559	2,272	1,376
69	2,658	1,674	2,427	1,476
70	2,685	1,668		
71	2,862	1,781		
72	3,057	1,906		
73	3,268	2,043		
74	3,491	2,190		
75	3,728	2,344		
76	3,981	2,500		
77	4,254	2,653		
78	4,545	2,801		
79	4,848	2,944		
80	5,161	3,082		
81	5,482	3,220		
82	5,819	3,368		
83	6,173	3,538		
84	6,535	3,728		
85	6,901	3,940		

契約年齢が
70歳以上の場合、
歯数割引特則は
適用されません。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時		<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合	
	主契約	軽度認知障害保障特約	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円 主契約200万円×10%	200万円	20万円 主契約200万円×10%
40	1,280	474	898	316
41	1,326	498	944	339
42	1,374	524	992	364
43	1,426	551	1,044	391
44	1,480	581	1,100	419
45	1,540	613	1,158	450
46	1,602	648	1,220	483
47	1,668	685	1,286	520
48	1,740	727	1,356	560
49	1,816	771	1,434	603
50	1,898	821	1,514	650
51	1,986	875	1,602	702
52	2,080	935	1,694	759
53	2,182	1,001	1,796	822
54	2,292	1,075	1,906	892
55	2,412	1,158	2,022	971
56	2,540	1,252	2,152	1,060
57	2,682	1,359	2,290	1,161
58	2,832	1,478	2,440	1,272
59	2,992	1,607	2,596	1,392
60	3,160	1,744	2,760	1,519
61	3,340	1,889	2,938	1,652
62	3,530	2,040	3,122	1,791
63	3,732	2,198	3,320	1,935
64	3,948	2,364	3,530	2,085
65	4,178	2,537	3,756	2,240
66	4,426	2,717	3,994	2,400
67	4,696	2,908	4,256	2,569
68	4,992	3,118	4,544	2,752
69	5,316	3,349	4,854	2,953
70	5,370	3,337		
71	5,724	3,563		
72	6,114	3,813		
73	6,536	4,087		
74	6,982	4,380		
75	7,456	4,688		
76	7,962	5,001		
77	8,508	5,307		
78	9,090	5,603		
79	9,696	5,888		
80	10,322	6,165		
81	10,964	6,440		
82	11,638	6,736		
83	12,346	7,076		
84	13,070	7,456		
85	13,802	7,880		

契約年齢が
70歳以上の場合、
歯数割引特則は
適用されません。

保険料表

女性 月払保険料表

- 契約日が2022年2月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時		<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合	
	主契約	軽度認知障害保障特約	主契約	軽度認知障害保障特約
	100万円	10万円 主契約100万円×10%	100万円	10万円 主契約100万円×10%
40	798	231	629	173
41	827	242	658	184
42	858	254	688	195
43	891	266	721	208
44	925	280	755	221
45	962	295	791	235
46	1,000	311	830	250
47	1,042	328	871	267
48	1,086	347	915	285
49	1,132	367	961	305
50	1,182	389	1,010	326
51	1,235	414	1,062	349
52	1,292	440	1,119	375
53	1,353	470	1,179	403
54	1,419	502	1,244	434
55	1,489	539	1,314	468
56	1,565	579	1,388	507
57	1,647	625	1,469	550
58	1,735	676	1,555	597
59	1,828	729	1,647	648
60	1,928	787	1,745	701
61	2,036	847	1,850	757
62	2,151	911	1,963	816
63	2,275	978	2,084	877
64	2,408	1,050	2,214	943
65	2,552	1,128	2,353	1,014
66	2,708	1,212	2,506	1,090
67	2,879	1,306	2,671	1,175
68	3,067	1,411	2,852	1,268
69	3,270	1,525	3,048	1,370
70	3,345	1,543		
71	3,572	1,656		
72	3,822	1,777		
73	4,091	1,903		
74	4,373	2,034		
75	4,670	2,170		
76	4,982	2,308		
77	5,316	2,452		
78	5,670	2,606		
79	6,031	2,767		
80	6,396	2,937		
81	6,762	3,115		
82	7,134	3,300		
83	7,515	3,489		
84	7,891	3,686		
85	8,252	3,892		

契約年齢が
70歳以上の場合、
歯数割引特則は
適用されません。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約年齢(歳)	契約時		<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合	
	主契約	軽度認知障害保障特約	主契約	軽度認知障害保障特約
	200万円	20万円 主契約200万円×10%	200万円	20万円 主契約200万円×10%
40	1,596	462	1,258	346
41	1,654	484	1,316	368
42	1,716	508	1,376	391
43	1,782	533	1,442	416
44	1,850	561	1,510	442
45	1,924	590	1,582	470
46	2,000	622	1,660	501
47	2,084	657	1,742	534
48	2,172	694	1,830	570
49	2,264	735	1,922	610
50	2,364	779	2,020	652
51	2,470	828	2,124	698
52	2,584	881	2,238	750
53	2,706	940	2,358	806
54	2,838	1,005	2,488	868
55	2,978	1,078	2,628	937
56	3,130	1,159	2,776	1,014
57	3,294	1,251	2,938	1,100
58	3,470	1,352	3,110	1,195
59	3,656	1,459	3,294	1,296
60	3,856	1,574	3,490	1,403
61	4,072	1,695	3,700	1,515
62	4,302	1,822	3,926	1,632
63	4,550	1,956	4,168	1,755
64	4,816	2,100	4,428	1,887
65	5,104	2,256	4,706	2,029
66	5,416	2,424	5,012	2,181
67	5,758	2,612	5,342	2,350
68	6,134	2,822	5,704	2,537
69	6,540	3,051	6,096	2,740
70	6,690	3,086		
71	7,144	3,313		
72	7,644	3,555		
73	8,182	3,807		
74	8,746	4,069		
75	9,340	4,341		
76	9,964	4,617		
77	10,632	4,904		
78	11,340	5,212		
79	12,062	5,535		
80	12,792	5,875		
81	13,524	6,231		
82	14,268	6,601		
83	15,030	6,979		
84	15,782	7,372		
85	16,504	7,784		

契約年齢が
70歳以上の場合、
歯数割引特則は
適用されません。

お申込みにあたって必ずご確認ください きたい事項

無解約返戻金型認知症保障保険(主契約)について

【認知症保険金】

- 認知症保険金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限りです。
- 支払対象の認知症かつ公的介護保険制度の要介護1以上に該当するかどうかは診断書を参考にネオファースト生命が判断します。
- **保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
- **保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、返戻金はありません。**なお、保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の認知症保険金額の5%と同額の返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。

⚠ 「死亡保障特則」は「認知症保険toスマイル」に適用することができますが、当募集代理店での取り扱いはありません。

軽度認知障害保障特約について

【軽度認知障害給付金】

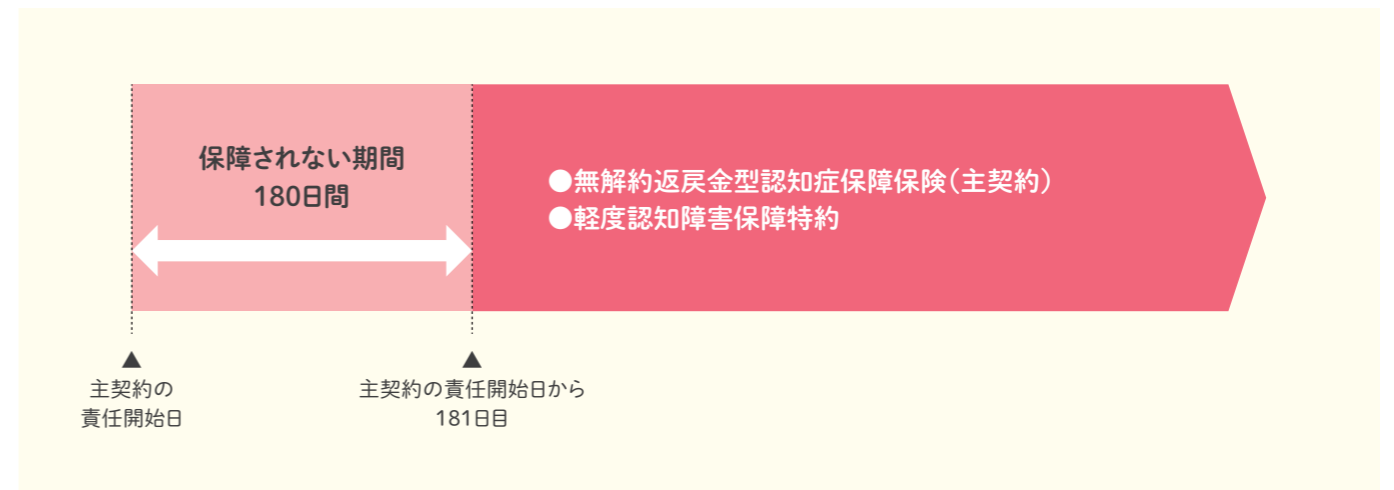
- 軽度認知障害給付金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限りです。
- 支払対象の軽度認知障害または認知症に該当するかどうかは診断書を参考にネオファースト生命が判断します。
- **解約返戻金はありません。**

主な取り扱いについて

- 契約者配当金はありません。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ネオファースト生命が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- **特約の中途付加の取り扱いはありません。**
- 主契約はご契約後に最低保険金額の100万円まで減額が可能です。主契約を減額した場合、特約の給付金額も連動して減額されます。また、保障を増額する取り扱いはありません。
- **死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

保障の開始について

- 主契約および軽度認知障害保障特約の保障については、責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- 上記の保障されない期間中に認知症と診断された場合は主契約および軽度認知障害保障特約が**無効**、軽度認知障害と診断された場合は軽度認知障害保障特約が**無効**となります。



契約してよかった。その一言のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

毎日の健康に何か良い方法ないかな？

認知症予防・健康相談

夫婦ともに健やかに暮らしたい

いつまでも美味しいものをいっぱい食べたい！

歯の健康維持で認知症予防

65歳以上の歯が数本で入れ歯がない人の認知症発症リスクは、歯が20本以上ある方の約**1.9倍**

●オーラルケアサポートサービス
大切なのは歯の健康維持です！あなたの歯の健康維持をネオファースト生命は応援します！

P.8

毎日の健康をサポート

お客さまの健康のため様々なサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス

P.19

オーラルケアサポートサービスはこちらから



認知症の発症と歯が関係しているなんて…

良い歯は一生の宝物。オーラルケアサポートサービスで歯を大切にしたいです！

シニア専用のフリーダイヤルは心強い！

ご契約後の体験について、お客さまから実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ！

わからないとき、困ったときは？

ネオファースト生命 コンタクトセンター

お客さまに「情報」と「安心」をお伝えします。

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
お客さま専用フリーダイヤル ☎ **0120-226-201**
70歳以上のお客さまを対象としたフリーダイヤル ☎ **0120-515-201**

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の『三つ星』を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2020年度も最高ランクである『三つ星』を獲得しました。

住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社ホームページからも可能です。(24時間365日受付)



もしものときの解決方法は？

保険金のご請求など

父が認知症になったら…契約しているようだけど、保障内容が分からないなあ

●指定代理請求制度

指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

P.9

●契約内容ご案内制度

ご登録いただいた方がいつでも加入商品の保障内容など契約内容についてご照会いただけます。

P.19

ご家族でご契約内容を共有できます。

私の口座で保険金を受け取ることができれば、介護費用の支払がスムーズにできますね！

父の代わりに契約内容を確認できるんですね

ご契約後のサービス

【サービス例】

24時間電話健康相談サービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま
そのご家族の方
※ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

無料

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

親が認知症かもしれない…。介護認定を受けるとき、家族も同席できるの？

ストレスがたまって、まいてまいて…。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

無料

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

無料

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

契約内容ご案内制度

ご利用対象:ご契約者さま

無料

- 被保険者さま、各種受取人さまおよび指定代理請求人さまに指定された方にも契約内容をご案内することができます。
- 災害時にはご契約者さま、被保険者さまの安否確認をさせていただく場合があります。

※詳細は生命保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

指定代理請求人に指定した娘と離れて暮らしています。いつでも私に代わり、保障内容などを確認してもらえるのは安心ですね。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

介護に関するご相談事例

ご家族さまからいただいたご相談の一部をご紹介します。

電話健康相談
認知症を罹患された方の要介護認定

Q 認知症の親の介護認定を受けるため、調査員の方が家に来る予定です。初めてなので不安です。家族も同席できるのでしょうか？

A ご家族の同席も可能です。要介護(要支援)認定には、主治医の意見書と認定調査を受けることが必要になり、調査員に正確な心身の状態を伝えることが大切です。認知症の方は、日によって同じことができたりできなかったりと一定しないこともあります。家族など普段の状況が説明できる方に同席してもらえば、より正確な調査ができます。また、緊張などから状況が伝えきれない場合もあるので、困りごとなどはメモをしておくこともおすすめします。

電話健康相談
特別養護老人ホームへの入所

Q 一人暮らしの母が要介護2なのですが、特別養護老人ホームに入所できますか？

A いいえ、特別養護老人ホームは原則要介護3～5の方を対象とした施設です。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方を対象とした施設で、食事・入浴など日常生活上の介護や健康管理を受けます。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であることが認められる場合は、「特例入所」として利用できるケースがあります。ケアマネージャーの方に相談してみましょう。

※契約内容ご案内制度を除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をお手元にご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命



